

| 新  | 旧   | 備考 |
|--|---|----|
| <p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00038<br/>沿 革 (略)<br/><u>平成24年3月16日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 6 条 (略)</p> <p>(対価の額)</p> <p>第 7 条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。</p> <p>一 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために実際に要した額。</p> <p>二 取得した株式等又は不動産に関する権利等の額面上の金額。</p> <p>三 直近の被保険投資の相手方の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。以下「財務諸表等」という。）による簿価純資産額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額（以下「被保険投資の相手方評価額」という。）。</p> <p>四 貨物（当該貨物を取得した日又は生産した日から起算して 1 年以内に輸出されたものに限る。）による現物投資（本邦以外からのものを含む。）の場合にあっては、海外投資を行った者が当該貨物を取得又は生産するために要した額に当該貨物の輸出のために要した額を加えた額。</p> <p>ただし、不動産に関する権利等の取得のうち、技術提供契約（技術の提供又はこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）を伴う輸出契約又は仲介貿易契約を含む。）に基づく技術等の提供の用に供するために無為替輸出又は本邦外において購入する設備（1 年以上の耐用年数があるものに限る。以下「技術提供用設備」という。）に関する権利の取得の場合にあっては、海外投資を行った者が当該設備を取得</p> | <p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00038<br/>沿 革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 6 条 (略)</p> <p>(対価の額)</p> <p>第 7 条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。</p> <p>一 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために実際に要した額。</p> <p>二 取得した株式等又は不動産に関する権利等の額面上の金額。</p> <p>三 直近の被保険投資の相手方の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。以下「財務諸表等」という。）による簿価純資産額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額（以下「被保険投資の相手方評価額」という。）。</p> <p>四 貨物（当該貨物を取得した日又は生産した日から起算して 1 年以内に輸出されたものに限る。）による現物投資（本邦以外からのものを含む。）の場合にあっては、海外投資を行った者が当該貨物を取得又は生産するために要した額に当該貨物の輸出のために要した額を加えた額。</p> <p>ただし、不動産に関する権利等の取得のうち、技術提供契約（技術の提供又はこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）を伴う輸出契約又は仲介貿易契約を含む。）に基づく技術等の提供の用に供するために無為替輸出又は本邦外において購入する設備（1 年以上の耐用年数があるものに限る。以下「技術提供用設備」という。）に関する権利の取得の場合にあっては、海外投資を行った者が当該設備を取得</p> |    |

又は生産するために要した額とする。

なお、当該貨物を本邦以外より現物投資するために本邦以外へ前記金額を送金した場合はその送金額。

五 前号の規定に定める貨物以外の貨物による現物投資の場合にあっては、当該貨物の輸出日の属する会計年度の期首の帳簿価額に当該貨物の輸出のために要した額を加えた額。

ただし、技術提供用設備に関する権利の取得の場合にあっては、海外投資を行った者が当該設備を取得又は生産するために要した額から保険責任が開始した日及びそれから1年を経過する日ごとに、当該日の属する事業年度の直前の事業年度までに減価償却した額を控除した残額とする。

六 前号の規定に定める帳簿価額が減価償却の不足等の事由により過大に計上されている場合にあっては、日本貿易保険が認定する額。

七 海外投資（株式等）保険約款第2条第2項により特約を付した場合については、直近の被保険投資の相手方の財務諸表等において、被保険投資の相手方の事業の一部について被保険投資の相手方が直接または間接的に有する再投資先企業の株式等として計上されている額又は再投資先企業に対する貸付金債権として計上されている額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額。

第2項 ～ 第4項 （略）

第8条 ～ 第18条 （略）

附 則

この改正は、平成24年4月1日から実施する。

又は生産するために要した額とする。

なお、当該貨物を本邦以外より現物投資するために本邦以外へ前記金額を送金した場合はその送金額。

五 前号の規定に定める貨物以外の貨物による現物投資の場合にあっては、当該貨物の輸出日の属する会計年度の期首の帳簿価額に当該貨物の輸出のために要した額を加えた額。

ただし、技術提供用設備に関する権利の取得の場合にあっては、海外投資を行った者が当該設備を取得又は生産するために要した額から保険責任が開始した日及びそれから1年を経過する日ごとに、当該日の属する事業年度の直前の事業年度までに減価償却した額を控除した残額とする。

六 前号の規定に定める帳簿価額が減価償却の不足等の事由により過大に計上されている場合にあっては、日本貿易保険が認定する額。

七 海外投資（株式等）保険約款第2条第2項により特約を付した場合については、直近の被保険投資の相手方の財務諸表等において、被保険投資の相手方の事業の一部について被保険投資の相手方が直接または間接的に有する再投資先企業の株式等として計上されている額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額。

第2項 ～ 第4項 （略）

第8条 ～ 第18条 （略）